中医協　総－４
１９．９．１９

平成２０年度改定に向けた検討スケジュールについて（案）

○　平成２０年度診療報酬改定に向けて、本年秋以降、社会保障審議会の医療保険部会及び医療部会において、診療報酬改定に係る基本方針について審議が行われ、取りまとめられる予定。

○　中医協は、年明け以降、厚生労働大臣から、予算編成過程を通じて内閣が決定した改定率を所与の前提として、社会保障審議会において策定された基本方針に基づき、診療報酬点数の改定案の調査・審議を行うよう諮問を受けてから、具体的な診療報酬点数の設定に係る調査・審議を行うこととなる。

○　一方で、中医協においても、平成２０年度診療報酬改定を視野に入れ、本年秋より、以下のような項目・スケジュールを一つの目安として、基本問題小委員会において調査・審議を行うこととしてはどうか。このため、当面、水曜日午前及び金曜日午前を定例日として、週２回程度の開催としてはどうか。

１０月

・　入院医療に係る評価の在り方について
・　産科医療、小児医療、救急医療に係る評価の在り方について
・　がん対策の推進について
・　心の問題への対応
・　後期高齢者医療の診療報酬について
・　後発医薬品使用促進のための環境整備について
・　患者の視点の重視について
・　訪問看護に係る評価の在り方について
・　検査・処置等の医療技術に係る評価の在り方について　　等

１１月

・　勤務医の負担軽減策について
・　初診料・再診料の体系等の外来医療に係る評価の在り方について
・　地域における医療機関の機能分化及び連携の推進について
・　有床診療所に係る評価の在り方
・　リハビリテーションに係る評価の在り方について
・　歯科診療報酬の見直しについて
・　調剤報酬の見直しについて
・　手術、麻酔、病理等の医療技術に係る評価の在り方について
・　ＤＰＣの在り方について
・　精神医療に係る評価の在り方について　　等

（注１）上記検討項目は、検討のスケジュールの目安とするために記載したものであり、網羅的なものではない。中医協における議論を踏まえ、適宜追加していくことを前提としている。

（注２）上記検討項目の審議時期として記載されている月は、当該項目に係る審議を開始する月の目安を意味している。また、中医協における議論の状況を踏まえ、必要に応じて複数回審議を行うことを前提としている。

（注３）なお、薬価制度の見直しについては薬価専門部会、保険医療材料価格制度の見直しについては保険医療材料専門部会において調査審議を行うこととしている。